平成２２年（フ）第２４２２号
福岡市中央区高砂２丁目23番28―301号
破産者　松本ひろみ
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７８号
秋田県能代市河戸川字新屋布94番地
破産者　伊藤　和明
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第８３号
秋田県能代市字戸草沢17番地６
破産者　佐々木文正
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第８４号
秋田県能代市常盤字町辺49番地
破産者　幸坂　隆昌
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第８６号
秋田県山本郡藤里町藤琴字鳥谷場60番地６
破産者　秀よしこと　小林　秀美
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第１０４号
秋田県仙北市田沢湖生保内字十里木87番地
破産者　森　　俊雄
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第２９５号
埼玉県比企郡小川町大字下里1178番地２
破産者　田端　晴彦
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２９６号
埼玉県比企郡小川町大字下里1178番地２
破産者　田端　節子
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５１９号
新潟市中央区学校町通２番町5247番地16アーバンハイツ110号、申立時の住所新潟市中央区鳥屋野２丁目15番７号　メゾンナイト103号
破産者　小林　悦子
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６４０号
新潟市中央区堀割町４番38号　リリビー堀割303、前住所新潟市中央区関新１丁目２番13号　第４関屋マンション506号
破産者　小野塚宏基
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第７３２号
静岡市清水区梅ヶ谷258番地の１　桃源郷ハイツ101号、旧住所静岡市清水区下野緑町８―５　渡辺荘203号室
破産者　鈴木　　隆
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４１０号
堺市西区浜寺昭和町１丁120番地３
破産者　窪田　重留
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７号
兵庫県丹波市春日町黒井2015番地３
破産者　和田　千春
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第７４４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原72番地36長者原テペＣ―201号、開始決定時の住所福岡県糟屋郡久山町大字山田1874番地３
破産者　ひろ画廊こと　廣山　俊英
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１１６号
福岡市南区寺塚１―８―33―102、住民票上の住所福岡市南区寺塚１丁目３番13―407号
破産者　川口　雅彦
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５７１号
長崎県長崎市出島町13番４号
破産者　小山　涼子
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５９号
秋田市新屋渋谷町４―29、住民票上の住所秋田市川尻新川町７番48号　エスポワール新川Ｂ―102
破産者　髙橋　秀人
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１６号
秋田県男鹿市船川港船川字鳥屋場１番地93
破産者　籾山　　太
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６３号
福島市飯野町字町畑２番地の10
破産者　高荒　光江
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所